

# 「第4期大阪府地域福祉支援計画（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方

【募集期間】 平成31年2月7日（木曜日）から3月8日（金曜日）まで

【募集方法】 「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、電子申請、郵便、ファクシミリのいずれかによりご意見等を提出いただく方法で募集しました。

【意見件数】 7名（うち団体1）の方から、15件のご意見をいただきました。いただいたご意見についてのお返事は次のとおりです。※類似のご意見等はまとめて掲載しております。

番号	頁	章・節	ご意見等の趣旨・内容	府の考え方
1	3	<b>第1章：地域福祉の理念</b> <b>3. 地域福祉とは</b>	<p>○第1段落1行目に『地域福祉とは、年齢、性別、国籍、障がいの有無、社会的出身、経済状況に関わらず、誰もが地域社会の一員として、…（中略）…「ともに協力し、ともに生きる地域社会の仕組み」をつくりあげていくことです。』とあります。その中で、「社会的出身」という表記に関して意見と提案を述べます。例えば、あいりん地域で生まれ育った人たちや刑を終えて出所した人、あるいは諸々の事情により児童福祉施設で生活を余儀なくされてきた人たちなども「社会的出身」として、偏見やステレオタイプで見られたりしている問題等も含まれるものと理解しており、基本的に賛同するものです。</p> <p>「社会的出身」とはどのような者や属性を指している方なのか、被差別部落にルーツをもつ者など、社会的に差別されたり、権利侵害を受けたりしている人たちも含まれるのかどうか、基本認識について丁寧な説明が必要と考えます。部落問題に関しては、日本国憲法第14条や人権教育・啓発推進法において「社会的身分」という記述がなされています。「社会的出身」というのはそれよりも広い概念になり、とらえ方によっては、誤解や曲解が生まれにくいということが懸念されます（例えば「社長」や「従業員」なども含まれるのではないのでしょうか）。今日、あらゆる分野で格差が拡大し、誤った情報や偏った情報等を鵜呑みにしたり、曲解したりして「いわれなき差別や権利侵害」「社会的排除や孤立」が生起しています。何も「社会的に差別されている（されてきた）者」のみならず、偏見やステレオタイプなどで決めつけて「みなされた者」も被害を受けている事実は少なくありません。そして、このことは、地域社会の中で「たった一人（あるいは世帯）」にその社会矛盾が集中したりしている状況もあります。そうした状況にある住民（家族）の自立を支援し、包摂していく営みが、地域福祉に求められるわけです。別途「用語集」で丁寧な説明をおこなってはいかがでしょうか。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、「用語集」に追記しました。</p> <p>用語集：社会的出身</p> <p>・本計画では、日本国憲法でいう社会的身分（人が社会において占める継続的な地位）又は門地に該当するものとして使用している。</p> <p>なお、この言葉は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別なども含め幅広く例示するため、人権についての国際的基準として国連で採択された「世界人権宣言」（1948年12月10日、第3回国連総会決議）等から引用している。</p>
2			<p>○地域福祉の理念等に記述されている「社会的出身」に関して意見を述べます。「社会的出身」というのは、どのような方々を指しているのか、この言葉だけだと、とらえ方によっては曲解や誤解を生じかねません。</p> <p>例えば、社会的に差別を受けている、被差別部落出身者（被差別部落にルーツをもつ人たちも含む）は、この「社会的出身」に含まれるのでしょうか。日本国憲法などでは「社会的身分」という表記を使っています。</p> <p>刑を終えて出所した人たちなど、様々な偏見やマイナスイメージ等で捉えられて、なかなか社会的に自立することに困難な課題を抱えている人たちも、この「社会的出身」の概念に含まれるものと解されるのですが、基本的な考え方を丁寧に指し示す必要があると考えます。</p> <p>そうでなければ「障がい」や「年齢」などのように「被差別部落出身者」「刑を終えて出所した人」「児童養護施設での生活を余儀なくされた人たち」など、様々な偏見やマイナスイメージ、差別意識などで、社会的・経済的自立に困難を抱えた人たちの「地域生活課題」の解決が、地域福祉推進の課題であることをはっきりと示すべきと考えます。</p>	

番号	頁	章・節	ご意見等の趣旨・内容	府の考え方
3	4	<b>第1章：地域福祉の理念</b> <b>4. 地域福祉推進に向けた原則</b>	<p>○「（1）人権の尊重と住民主体の福祉活動」の二つ目の◇に『国内には、…（中略）…性的マイノリティなどに関わる問題や同和問題など、様々な人権問題が存在しています。こうした問題が生じることなく、…（中略）…共生する社会の実現に取り組めます』とあります。この記述に関して意見を述べます。</p> <p>&lt;1点目&gt;</p> <p>○「同和問題」という記述に関する意見と提案です。2002年3月に地対財特法（地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）が失効して、17年が経過しています。2016年12月には「部落差別解消推進法」が成立・施行されたので「同和問題」という記述はなく、部落問題、あるいは「同和問題（部落問題）」という記述にした方が良いものと考えます。</p>	<p>○「同和対策審議会答申」（昭和40年8月）において、「同和問題」は次のように定義されています。</p> <p>○「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保証されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」</p> <p>○これに倣い、府では以前より「同和問題」という表現を用いてきており、現在も上記の内容で広く一般に理解されていると考えられているため、本計画でも「同和問題」という用語を使用しています。</p>
			<p>&lt;2点目&gt;</p> <p>○確かに「こうした問題（様々な人権問題）が生じること」がないのが理想であり、だからこそ「地域福祉の理念」の中にこのように表記されたものと理解しています。しかしながら、障がい者支援施設等の誘致・建設の際に「施設コンフリクト問題」が生じたように地域社会において「人権と人権との摩擦」が発生したりするのも「地域生活課題」といえるでしょう（近年では、保育所の誘致・建設でも住民の反対運動がありました）。「こうした問題が生じた」際に、あるいは「問題が生じる」前に「排除」や「忌避」ではなく「包摂」にむけて、どのように問題解決の歩みを進めることができるのかも「地域福祉の推進」には求められるので、そうした観点もあわせて、計画の中に反映していただきたい。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、次のように修正しました。</p> <p>（1）人権の尊重と住民主体の福祉活動</p> <p>◇ 住民一人ひとりの人権を最大限に尊重します。</p> <p>◇ 国内には、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV陽性者、ハンセン病回復者、性的マイノリティなどに関わる問題や同和問題など、様々な人権問題が存在しています。こうした問題が生じることなく、全ての住民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組めます。</p> <p>◇ <u>そして、そうした取組のもと、住民が自ら考え、自ら活動する、住民主体による福祉活動を通じて、<u>孤立や排除のない</u>全ての人が幸せに暮らすことのできる地域社会の醸成をめざします。</u></p>

番号	頁	章・節	ご意見等の趣旨・内容	府の考え方
4	9	<b>第2章 計画策定に向けて</b> <b>1. 計画策定の趣旨</b> <b>(1) 地域福祉を取り巻く状況の変化</b> <b>③大規模災害の発生</b>	<p>○二つ目の▽の行で「高齢者や障がい者は、自力で避難行動をとることが困難なケースが多く、こうした避難行動要支援者に対する支援の強化は急務となっています」とあります。そこで提案は「日常生活圏域を視野（単位）に、平常時からの要配慮者の把握や日常的な見守りを強化し…」と加筆し、地域福祉の推進が「地域防災力の向上」にも連動することを強調してはどうでしょうか。</p>	<p>○地域福祉の推進が、「地域防災力の向上」にもつながることは認識しています。このため、図表⑥の大阪府の地域福祉のセーフティネットのイメージ図においても、「日常生活圏域」における地域づくりの関連分野として、ご指摘のように「防災」を記載しています。また、「災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実」を重点取組と位置づけ、平常時における民生委員・児童委員、各コーディネーター及び地域住民等をはじめとする各主体による「見守り・発見・つなぐ」等の取組などを通じて災害発生時に避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難ができるよう、市町村における地域の協力体制づくりを支援する旨を明記しております（第3章（1）③災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実）。</p>
5	9	<b>第2章 計画策定に向けて</b> <b>1. 計画策定の趣旨</b> <b>(1) 地域福祉を取り巻く状況の変化</b> <b>④地域共生社会の実現に関する近時の主な法改正等</b>	<p>○消費者安全法（平成21年法律第50号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されたことをも明示すべきである。</p> <p>（理由）消費者被害の予防と救済に向けた支援は、高齢者の福祉のための権利擁護である（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律〔高齢者虐待防止法〕第27条第1項、介護保険法第115条の45第2項第2号。障害者においても同様である（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第42条第1項）。</p> <p>平成26年の消費者安全法の改正により、地方公共団体において、安全確保地域協議会、消費生活協力員・消費生活協力団体の制度が利用できるようになった。安全確保地域協議会の設置は、消費者庁が推進する「地方消費者行政強化作戦」の1つに掲げられている。厚生労働省（社会・援護局地域福祉課）も、平成27年3月9日の社会・援護局関係主管課長会議において、地域福祉に関する重要事項とし、消費者行政担当部局とも十分な連携を図りつつ、当該協議会の運営に積極的なご協力を求めている。厚労省（老健局高齢者支援課）は、同年7月10日に「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の『セルフ・ネグレクト』及び消費者被害への対応について」（老推発0710第2号）を发出して、適切な対応を求めている。なお、警察庁も、平成28年3月8日「消費者安全確保地域協議会への対応について」（通達）（警察庁丙生経発第3号、丙生企発第164号参照）。</p> <p>地域福祉計画との関係で、厚生労働省（社会・援護局）は、平成31年1月18日に全国厚生労働関係部局長会議において、「消費者見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）による取組は、高齢者の権利擁護に資するものであり、このような取組についても、地域福祉（支援）計画に盛り込むことを求めている。地域福祉（支援）計画において、改正消費者安全法に基づく安全確保地域協議会について言及しないことは適切ではない。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、「消費者安全法の改正」と「消費者安全確保地域協議会の設置」について追記しました。</p>

番号	頁	章・節	ご意見等の趣旨・内容	府の考え方
6	10	<b>第2章 計画策定に向けて</b> <b>1. 計画策定の趣旨</b> <b>(1) 地域福祉を取り巻く状況の変化</b> <b>④地域共生社会の実現に関する近時の主な法改正等</b>	<p>○人権に関する法律が記述されていることは積極的に評価します。あわせて「LGBTに関する法律」の制定に向けた動きもあることにふれてはいかがでしょうか。</p>	<p>○本章では、今回の計画策定に向けて、地域福祉を取り巻く状況の変化の一つとして、「地域共生社会の実現に関する近時の主な法改正等」を記載しています。このため、平成27年度を始期とする第3期大阪府地域福祉支援計画後から現在までの主な法改正を年度ごとに記載しています。</p>
7	11	<b>第2章 計画策定に向けて</b> <b>1. 計画策定の趣旨</b> <b>(2) 計画策定の基本視点</b> <b>②「だれもが暮らしやすい」地域づくりの推進</b>	<p>○受動喫煙を生じさせる路上喫煙、歩きタバコがなくなるよう周知啓発願いたい。喫煙者を避けるのが大変です。</p>	<p>○路上喫煙防止対策については各市町村で取組が進められています。</p> <p>○昨年7月に公布された改正健康増進法及び本年2月定例府議会で成立した大阪府受動喫煙防止条例の施行に伴い、屋内の対策が進むことで、路上喫煙の増加が懸念されるため、屋外における受動喫煙の防止に関する環境整備等にかかる対策が必要であると考えています。このため、府としては今後、公衆喫煙所等の整備を促進していくこととし、市町村や事業者等からなる検討会を設置して、具体的検討を進めていくこととしています。</p>

番号	頁	章・節	ご意見等の趣旨・内容	府の考え方
8	32	<p><b>第3章 地域福祉の推進方策</b></p> <p><b>(2) 地域における権利擁護の推進</b></p> <p><b>③ 消費者被害等の未然防止</b></p>	<p>○《現状と課題》のところに、消費者被害の予防・救済につき、地域における「見守りネットワーク」の構築が必要であり、安全確保地域協議会の設置の促進が課題であることを明示すべきである。</p> <p>(理由) 高齢者の世帯構成が単独世帯または夫婦のみ世帯が増えた現状に鑑みれば、家族や近隣の者の個人的な見守りには限界があり、地域のネットワークによる見守りを強化していく必要がある。</p> <p>平成26年の消費者安全法の改正により、地方公共団体において、安全確保地域協議会、消費生活協力員・消費生活協力団体の制度が利用できるようになった。安全確保地域協議会の設置は、消費者庁が推進する「地方消費者行政強化作戦」の1つに掲げられている。厚生労働省(社会・援護局地域福祉課)も、平成27年3月9日の社会・援護局関係主管課長会議において、地域福祉に関する重要事項とし、消費者行政担当部局とも十分な連携を図りつつ、当該協議会の運営に積極的なご協力を求めている。厚労省(老健局高齢者支援課)は、同年7月10日に「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の『セルフ・ネグレクト』及び消費者被害への対応について」(老推発0710第2号)を発出して、適切な対応を求めている。なお、警察庁も、平成28年3月8日「消費者安全確保地域協議会への対応について」(通達)(警察庁丙生経発第3号、丙生企発第164号参照)。</p> <p>地域福祉計画との関係で、厚生労働省(社会・援護局)は、平成31年1月18日に全国厚生労働関係部局長会議において、「消費者見守りネットワーク」(消費者安全確保地域協議会)による取組は、高齢者の権利擁護に資するものであり、このような取組についても、地域福祉(支援)計画に盛り込むことを求めている。ネットワークによる見守りに言及しないことは妥当ではない。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、「消費者安全確保地域協議会の設置促進」について追記しました。</p>
9	33	<p><b>第3章 地域福祉の推進方策</b></p> <p><b>(2) 地域における権利擁護の推進</b></p> <p><b>③ 消費者被害等の未然防止</b></p>	<p>○《第4期計画における具体的取組》(消費者被害等の未然防止)のところに、被害救済に向けての支援を加えるとともに、見守りネットワークの構築が必要であり、安全確保地域協議会の設置を促進するための取組を行っていくことを明示すべきである。</p> <p>(理由) 消費者被害の予防と救済に向けた支援は、高齢者の福祉のための権利擁護である(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律〔高齢者虐待防止法〕第27条第1項、介護保険法第115条の45第2項第2号。障害者においても同様である(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第42条第1項)。</p> <p>平成26年の消費者安全法の改正により、地方公共団体において、安全確保地域協議会、消費生活協力員・消費生活協力団体の制度が利用できるようになった。安全確保地域協議会の設置は、消費者庁が推進する「地方消費者行政強化作戦」の1つに掲げられている。厚生労働省(社会・援護局地域福祉課)も、平成27年3月9日の社会・援護局関係主管課長会議において、地域福祉に関する重要事項とし、消費者行政担当部局とも十分な連携を図りつつ、当該協議会の運営に積極的なご協力を求めている。厚労省(老健局高齢者支援課)は、同年7月10日に「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の『セルフ・ネグレクト』及び消費者被害への対応について」(老推発0710第2号)を発出して、適切な対応を求めている。なお、警察庁も、平成28年3月8日「消費者安全確保地域協議会への対応について」(通達)(警察庁丙生経発第3号、丙生企発第164号参照)。</p> <p>地域福祉計画との関係では、厚生労働省(社会・援護局)は、平成31年1月18日に全国厚生労働関係部局長会議において、「消費者見守りネットワーク」(消費者安全確保地域協議会)による取組は、高齢者の権利擁護に資するものであり、このような取組についても、地域福祉(支援)計画に盛り込むことを求めている。既に大阪府消費生活センターは、市町村が「消費者見守りネットワーク」(消費者安全確保地域協議会)を設置することを支援する取組等を行っていることから、福祉部門も同センターと連携して、「消費者見守りネットワーク」の構築を推進していくことを地域福祉推進計画に明記すべきである。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、「消費者安全確保地域協議会の設置促進」について追記しました。</p>

番号	頁	章・節	ご意見等の趣旨・内容	府の考え方
10	32 33	<b>第3章 地域福祉の推進方策</b> <b>(2) 地域における権利擁護の推進</b> <b>③ 消費者被害等の未然防止</b>	<p>○高齢者及び障害者の消費者被害の予防及び救済に向けた支援を行うために、「消費者見守りネットワーク」の構築が必要であることと、市町村が消費者安全法に基づく安全確保地域協議会の設置することを促進していくことを地域福祉支援計画において明示すべきです。消費者被害の予防と救済に向けた支援は、高齢者の福祉のための権利擁護です。「消費者見守りネットワーク」の構築の必要性と、市町村が消費者安全法に基づく安全確保地域協議会を設置すること促進（支援）していくことを、地域福祉支援計画に上言及しないことは適切ではありません。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、「消費者安全確保地域協議会の設置促進」について追記しました。</p>
11	33	<b>第3章 地域福祉の推進方策</b> <b>(2) 地域における権利擁護の推進</b> <b>③ 消費者被害等の未然防止</b>	<p>○具体的取組について、消費者安全法は高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐ趣旨で、地方公共団体が地方公共団体及び地域の関係者が連携する消費者安全確保地域協議会を設置することができるというところであり、府内の自治体におけるこの協議会の設置を推進することを追記していただきたい。</p> <p>これについては、2月14日に開催された大阪府消費者保護審議会に府事務局が提出した資料4「大阪府消費者基本計画（第2期）骨子案」13ページにおいて、「事業者や地域人材等との連携を更に強化し、見守り活動を充実させるとともに、市町村の消費生活センターが、行政の福祉部局、医療機関、地域包括支援センター、警察署等と連携したネットワークを構築し、地域の身近なところで高齢者等を見守る「消費者安全確保地域協議会（高齢者等の見守りネットワーク）」の設置を推進していくことが必要です。府内市町村における設置は、平成31年3月現在で7市に留まっていることから、市町村における取組が推進するよう、情報提供など継続的な働きかけを行うことが必要です。」としているところであり、地域福祉支援計画にも明記して庁内連携を強め、府内市町村での設置を推進して、高齢消費者等の被害の未然防止の具体的を図っていただきたい。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、「消費者安全確保地域協議会の設置促進」について追記しました。</p>